

納税手続関係

今後の国税の納付手続の対応

1 はじめに

国税庁では、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から一定の者について、令和6年5月送付分から納付書の事前送付を取りやめている。これにより今後の納税手続について、納税漏れなどの事故が発生することが懸念される。そこで、その概要と実務上の留意点について述べることにする。

2 事前送付されない者

次の者には国税の納付書の事前送付が行われない。

- ① e-Taxにより申告書を提出している法人
- ② e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人
- ③ e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人
- ④ 「納付書」を使用しない次の①～⑤の手段により納付している法人・個人
 - ① ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)
 - ② 振替納税
 - ③ インターネットバンキング等による納付
 - ④ クレジットカード納付
 - ⑤ スマホアプリ納付
 - ⑥ コンビニ納付 (QRコード)

なお、e-Taxを利用せず、税務署から送付された納付書で納付されている者など納付書を必要とする者に対しては、引き続き、納付書が送付される。

3 納税漏れの懸念

① 確定申告の納付

個人でも法人でも、確定申告の手続においては申告書の作成及び申告手続があり、その上で納税手続を行うことから納税手続を失念するということは通常考えにくい。

② 中間申告 (予定申告) の納付

予定納税については、納税漏れが発生するリスクは高いと考えられる。法人税等及び消費税等の中間申告は、提出期限までに申告書の提出がなかった場合には提出があったものとみなすという「みなし申告」(法73、消法44)により申告手続を行わない者が多い。所得税等の予定納税は、納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する(通則法15③)ため、中間申告の手続を要しない。従前は中間申告(予定申告)の手続を行わなかったとしても納付書の事前送付により予定納税の有無及びその納付期限を確認できた。しかし、申告手続もなく、納付書の事前送付もなければ、納税者が自ら注意し、また、その税務代理を行う税理士が注意喚起しなければ納税漏れなどの事故を招くこととなる。

4 対応策

① 個人の対応策

上記3に示すような納税漏れを防止するためには、個人の所

得税等及び消費税等については「振替納税」の手続がよいと考える。振替納税は納税者自身の預貯金口座から所定の日に口座引落としにより国税を納付することができるため納税漏れを防ぐことができる。

② 法人の対応策

法人の法人税等及び消費税等については納税時期に納付書を税務署に取りに行き納付書で納付することもできるがe-Taxにより申告を行っているのであれば「ダイレクト納付」がよいと考える。ダイレクト納付はe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者自身の預貯金口座から即時又は指定した日に口座引落としにより国税を納付することができる。また、e-Taxでメールアドレスを設定することで申告や納税の時期にメールによりその「お知らせ」を受けられるため納税漏れを防ぐことができる。

5 最後に

上記の他にも納付書を利用しない納付方法(上記2④⑤～⑥など)があるが、いずれにしても納付書の事前送付がなくても納税時期に注意喚起できる仕組みを確立する又は振替納税のように自動的に口座引落としできるようにしなければ、今後、実務において国税の納税漏れのリスクは高まるものと考えられる。

右山研究グループ
税理士 富永 典寿